

## 第 33 回入札制度等監視委員会議事録

### 1 委員会の概要

(1) 日 時 平成 23 年 7 月 27 日(水) 午後 1 時 30 分から午後 4 時 00 分まで

(2) 場 所 本庁舎 2 階 第一特別委員会室

(3) 出席者

#### ア 委 員

美馬武千代(委員長) 安齋勇雄 影山道幸 菅野晴隆 国分典子 齋藤玲子 橘あすか  
田崎由子 芳賀一英 藤田一巳

#### イ 県 側

総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹 建設産業室長  
建設産業室主幹 農林総務課主幹 入札用度課主幹兼副課長 教育庁財務課主幹兼副課長  
警察署会計課次席 施設管理課主幹兼副課長兼守衛長 観光交流課主幹  
道路整備課主幹兼副課長 営繕課主幹 南会津地方振興局出納室長  
相双地方振興局出納室長 相双農林事務所農村整備部長  
県北建設事務所主幹兼建築住宅部長 南会津建設事務所事業部長 福島工業高等学校事務長

(4) 次 第

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

ア 下請状況の実施調査について

イ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について

(2) 審議事項

ア 抽出案件

(3) 各委員の意見交換

(4) その他

3 閉会

### 2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

【開会】

ただいまから、「第 33 回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

本日の会議は、省エネの為、軽装での開催とさせていただいております。なお、事務局のうち、総務部政策監につきましては、所用により、遅れて到着いたしますのでご了承願います。

それでは、議事につきまして、美馬委員長、宜しくお願い致します。

【美馬委員長】

これより、議事に入ります。まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。本日は、報告事項が 2 件、審議事項が 1 件、合計 3 件でございます。

抽出案件につきましては、第 30 回の委員会で決定したとおり、下請比率の高い竣工後の案件であります。実際の下請契約金額、下請比率、下請業者名といった、下請契約に関する具体的な情報については、民間企業同士の契約内容であることから、福島県入札制度等監視委員会の会議の公開等に関する取扱い要領第 2 条第 1 項第 1 号の「公開することにより、法人又は事業を営む個人の競争上の地位、その他、正当な利益を害するおそれがあると認められる場合」に該当し、非公開とすべきものと考えます。

したがって、本日の抽出案件につきましては、前段の発注者からの説明と質疑については、公開で行いますが、各委員のお手元には、非公表の資料として、関係資料が配付されておりますので、こちらに記載のある、実際の下請契約金額や下請比率等についての質疑と意見交換は、非公表で審議を進めることにしたいと思います。よろしゅうございますか。

(各委員)

(異議なし)

**【美馬委員長】**

ご異議ないものとみとめ、そのように決定致します。

はじめに、報告事項ア「下請状況の実地調査について」です。

**【入札監理課長】**

(資料1により説明)

**【美馬委員長】**

ありがとうございました。昨年度末に下請状況実地調査をすることについては、ご了解いただきましたが、その後、検討した結果、具体的な案が出てまいりました。

下半期から、実施をしたいということでございます。何かご意見、ご質問等ございましたら、いただきたいと思いますが、いかがですか。

この目的は、元請・下請関係の適正化、これを徹底することです。ただ、ここにありますように、10件程度ですので、全部に渡って、しっかりとした調査ができるわけではありませんが、このような調査を行うというアナウンス効果といえますか、外部チェックが入ると言うことの意味はあるのではないかと考えております。

今回につきましては、低価格入札による契約を10件程度選ぶということですが、今後の課題としては、更に、これらの条件を外して全般に、どこに調査が入るかかわからないというような形になれば、更にアナウンス効果は高まるのではないかと考えております。

**【菅野委員】**

2ページの(1)、結果の取扱いのところですが、違反に関して指導を行うということですが、違反とは、調査項目からみると、契約の適切性などに問題があった等の事実が明らかになった場合に、指導を行うことだと思いますが、それについての指導とは、具体的にどのようなものが想定されるのか、指導内容について教えてください。

**【入札監理課長】**

これまでも、この委員会でいろいろと議論いただいた中で、下請の方々からよく言われておりますのが、工事の請負代金、下請代金の金額につきまして、下請側からするといわゆる指値ではないかと思われるような、不満足な金額での契約を締結しているということがよく指摘されております。元請側と下請側との金額の交渉が、それぞれの要望等を踏まえた上で行われてきたのかということの確認をした場合に、下請側の要望が全く聞かれていないような状況で、元請の要望だけが強く出て契約に至っているという場合に対しては、下請から見積書の提出を求めた上で、それが折り合わない場合にも、根拠を示しながら価格の交渉をしていただくように指導していくことを考えてございます。調査におきましては、すでに終わった契約となりますので、今更、変えるというわけにはいきませんが、今後の下請契約における改善方策等の報告を求めまして、それが今後、そのようになされているかということを追跡をし、改善されていなければ、更に指導、または先程申しましたように、入札参加資格制限を措置したいと考えてございます。

**【菅野委員】**

分かりました。

**【美馬委員長】**

この下請の関係については、たくさんの法的な根拠の書類がありまして、それをベースにしていますが、今回の調査は、更に下請会社の事務所に入って、それが書類どおりに実際に行われたかということをチェックすることによって、更に実態を把握できるのではないかと思います。書類で誤魔化することができなくなるということも重要な一つの要素かとも考えております。

他にいかがですか。

**【藤田委員】**

調査件数が10件ということなのですが、地域別に配慮がなされるものなののでしょうか。

**【入札監理課長】**

どこで何件とまでは、決めてはございませんが、今の福島県内の状況を見た場合に、浜通りの方では、原子力災害がまだ続いているということがございますので、調査時期との関係もございしますが、そのような地域の企業が調査を受けられる状況にあるのかといったところも踏まえたうえで調査対象を選定していきたいと考えてございます。

**【美馬委員長】**

他にいかがですか。

**【橘委員】**

違反があった場合のペナルティですが、工事成績の減点と入札参加資格制限というペナルティとがありますが、仮に、二次下請に入札に参加できる資格を持っている業者がいる場合には、そちらの方にも、工事成績のペナルティだとかいうところが影響するのですか。それとも、一次下請にだけ、違反があった場合にはペナルティを課すということによろしいですか。

**【美馬委員長】**

ペナルティの対象ですけれども。

**【入札監理課長】**

先程申しましたように、不適切な状況が確認されて、指導してもなおかつ、まだ、改善しないというような企業が二次下請、三下次請であって、その方が入札参加資格を持っている会社であれば、入札参加資格制限の対象にしたいと考えてございます。県の入札参加資格をそもそも持っておられない方は、最初から入札に参加できないものですから、そこまでは対応はできませんが、入札参加資格のある会社がそのようなことをしていた場合には、入札参加資格制限の対象となるように考えてございます。

**【美馬委員長】**

よろしゅうございますか。他にいかがですか。

**【菅野委員】**

調査対象者の下請の方は、情報の公開からは、非公表とするということだと思のですが、適切な指導を行うにあたって、例えば、元請には、どちらの下請と契約したか知っているわけですから、どのような調査が入ったかということについても、指導があれば、元請は分かりますし、下請が、どのような話をされたかということも分かると思うのですが、その後の元請と下請との関係においての下請の協力利益などについて、少し懸念も生じるような気もするのですが、そのあたりについて教えていただきたいと思います。

**【入札監理課長】**

下請が三次であっても四次であっても、県と直接契約を結んだ元請、いわゆる最初の元請は全てを掌握して工事は施工されます。また、県の要綱の中で、それぞれの下請と契約する際に、元請・下請関係適正化指導要綱を遵守することを求めておりまして、最初の元請は、随時、二次・三次の下請に対しても、要綱を適切に守るように指導する立場になってございます。そういった関係で、二次、三次は直接の契約関係にはございませんが、元請の指導に従って、工事をする義務を負っています。

適切な対応がなされていなかったということにつきましては、本来、最初の元請が二次ないし三次の下請に対しても指導している立場でございますので、不適切な関係を元請が知り得ることにつきましては、2次・3次の下請は、当然、そのことについても、了解した上で受注していると受け取っております。

**【美馬委員長】**

菅野委員の話は、調査の段階で下請が元請に不利な発言等をした時に、元請から「なぜ、そのような発言をしたのか？」というようなプレッシャーがあるのではないかという心配なのですが、そこについては、どうですか。

**【入札監理課長】**

下請が、元請から指値をされたと私どもに報告したことが元請側に知られてしまって良いのかということだと思います。そのことにつきましては、逆に、下請側がそのことを話してくるという時点で、そこは承知の上で、報告をしていただいていると思っておりますが、どちらかという告発的な形での発見というよりは、私どもが実地に調査を行って処理を確認した上で、不適切な状況を発見したという形になるのが通常だと考えております。そのための実地調査を行うものでございますから、下請側からの情報提供があつて、元請に不利な状況が確認されたということよりは、私どもの調査によってそのようなことが発見されたということで、対応がなされるものと考えておりますので、所謂、元請に不利な情報提供を下請がしたということで、元請・下請関係が崩れるということをお私どもの方ではあまり心配してはございません。結果として崩れる可能性はあるかもしれませんが、下請側の発言なりを保護するというわけではなくて、調査によって明らかに

なった事実に基づいて対応するという事を考えてございます。

**【美馬委員長】**

要するに、県の調査が効いたということをしる理由にしてみても、崩れる可能性があるということですが、調査が厳しくて、その調査によって発見されたという形になると思います。

**【菅野委員】**

質問と言うよりは意見となってしまうかもしれませんが、ただいま委員長もおっしゃっていたことですが、最初の契機がそうだとした場合、調査を行っていく中で関係人への聞き取りが予定されているとすれば、元請の方では、やはりきっかけはそうであっても、聞き取りの中でそのような発言をしたのではないかと思うようなことにはなり得ると思います。もともと、先程おっしゃったように、そのような発言をする人は是正してほしいと、そのような発言をされるにも関わらず、結局、是正のための指導をしたところ、その人は、元請からずっと外されるという結果になってしまったのでは、目的を達成できないことにもなるでしょうから、そう言った意味では、特定の下請業者の発言等が薄まるような形で、むしろ、県の調査がしっかり、厳しい調査がなされて、そのことによって、是正されていくのだということを強調していただいて、元請と下請の関係が崩れてしまわないように、そのあたりのご配慮をしていただければと調査が非常に実効性のあるものになるのではないかと思います。

**【美馬委員長】**

是非、そのようなところについて、ご配慮いただきたいと思います。

他にいかがですか。よろしゅうございますか。

**【美馬委員長】**

報告事項のイ「入札参加資格制限・指名停止の運用状況について」です。それでは、事務局、説明をお願いします。

**【入札監理課長・施設管理課主幹・入札用度課主幹兼副課長】**

(資料2により説明)

**【美馬委員長】**

ありがとうございました。ただいま報告のあった件につきまして、御質問等があればいただきたいと思います。

いかがですか。よろしゅうございますか。

**【藤田委員】**

過失等による粗雑工事というものがありますが、これはどのような理由で過失となっているのでしょうか。本来は、着実に責任を持って管理しなければいけない状態と思われそうですが、事実とすれば非常に残念に思います。いかがでしょうか。

**【入札監理課長】**

過失等による粗雑工事につきましては、設計書の規格と違うような施工がなされていたりとか、あるいは、仕上がり、県が求める性能等を発揮できないような形で仕上がってしまったというような場合に該当しますが、私どもの方で、原因等につきまして、全て調査をさせていただき、施工した会社からは、会社としての原因をどう考えているのかという報告も求めてございます。その中で、そのようなことに至った原因が施工した会社側の思い込みであったり、あるいは、本来やらなければならないことをやらないままに施工してしまったり、そのようなことが原因だと確認されて、施工者側に過失があったというものについて、このような措置をかけているということでございます。

**【美馬委員長】**

よろしゅうございますか。他にいかがですか。

**【田崎委員】**

制限等の理由の中で、死亡事故が何件か出ているようなのですけれども、その場合に、制限の期間とは、ある程度決まっているのでしょうか。それとも、事故の内容によっては、制限の期間というものは違ってくるのでしょうか。

**【入札監理課長】**

期間の考え方につきましては、まず、県が発注した工事であるか否かで、若干異なりまして、県発注の工事の場合には、県以外のところで発注したものよりも重くなる基準となっております。

す。怪我を負った場合、死亡した場合、その程度によっても、期間は異なります。また、事故が起きたときの施工者側での現場での安全管理が、例えば、法令違反等があったような著しく不適切だった場合、あるいは法令違反はなかったまでも、通常求められる安全管理措置を怠っていたというような不適切だった場合、そういった状況などで期間が変わります。

先程、死亡したというご説明をさせていただきました36番の案件でございますが、県発注工事ではない下郷町が発注した工事という関係で期間は短めになってございますが、一酸化炭素中毒とは、工事現場では通常、発生しないように厳重に管理しなければならないことで、安全管理については重く判断されているところです。

**【美馬委員長】**

いろいろな要因で決まることのようにです。他にいかがですか。よろしゅうございますか。

審議事項のAに入りまして「抽出案件」についてでございます。

それでは、抽出された委員から、抽出理由の説明をお願いします。橘委員、芳賀委員の順番で説明をお願いします。

**【橘委員】**

抽出案件は、私の方では、案件番号の33番、43番、76番の3つを抽出させていただいております。まず、33番の案件に関しましては、福島工業高等学校の建築工事の案件です。条件付一般競争入札ということで、落札率が89.44%、入札参加者数は13者、1次下請が12者となっております。建築工事の場合には、建築や設備等、様々な業種が多岐に渡って入っていると思うのですが、89.44%という落札率が、それ以降の下請に対して与える影響がどのようになっているのかということこそ是非、確認したいということで選ばせていただきました。

その次の、43番と76番に関しましては、43番は、33番と同じく建築工事です。それから、76番に関しましては、道路舗装工事で、区間が短いので契約金額が600万円ですが、こちらは両方とも、総合評価入札方式で低入札価格調査対象になっているものです。低入札価格調査になっているのですが、落札率はそれほど低くはないと思います。県の平均落札率も、この両案件の落札率よりも低いのに、何故、この案件2つが低入札価格調査対象になったのかということと、低入札価格調査対象になった工事で下請に対して、利益配分も含めて、適正な元請・下請関係が成り立っているのかということに注目して選ばせていただきました。

**【芳賀委員】**

私の方で選びました抽出整理番号10番、これにつきましては、落札率が比較的高いと、そういった中で、下請比率もまた高いということです。この工事での資材等の搬入等はどのようになっているのかを考えまして、選ばせていただきました。

その他、抽出整理番号43番、76番等については、低価格入札関係で選ばせていただきました。56番につきましては、施工体制事前提出方式で、落札金額は80%台ですけれども、そのあたりで下請等の方たちがからんでいるのだろうかと思ってお聞きになって選ばせていただきました。

**【美馬委員長】**

ありがとうございました。抽出案件について、説明を願いたいと思います。1番目は観光交流課の案件でございます。それでは、説明願います。

**【観光交流課主幹】**

(資料3により説明)

**【美馬委員長】**

ありがとうございました。この案件について、ご質問がございましたら、いただきたいと思っております。お手元の非公開資料に関する質問は、後程お願いしたいと思います。公開されている事項についての質問がありましたら、いただきたいと思っております。

この案件につきましては、応札した金額に非常に大きな開きがありますけれども、これはどのような理由でこのような開きがでたのでしょうか。

**【観光交流課主幹】**

現場が、安達太良山の山頂付近ということもありまして、資材運搬に要する見積額に差が生じたのではないかと考えられます。

**【美馬委員長】**

そのような理由なのですか。他にいかがですか。よろしゅうございますか。

それでは、2番目、福島工業高等学校の案件について説明願います。

【福島工業高等学校事務長】

(資料3により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件につきまして、何か質問等があればいただきたいと思いますが、いかがですか。

この案件は、入札された方が多かったですのですが、仕事の内容そのものは、それほど難しい仕事ではないということですか。

【福島工業高等学校事務長】

1期工事に続く2期工事であり、学校での工事で生徒が授業を受けていますから、3階の校舎の解体に伴う騒音、あるいは埃、その防止のために夏休み中に3階の2部屋を解体する必要があったということが1つございます。

それから、3階の解体に伴い1、2階が工期の間のほとんどが使用できなかったわけですが、カリキュラムに従うと1週間に1回の授業を35週受けて、1単位ということになります。そのため、あまり工事の期間中、授業に影響を及ぼすのは困るので短期間で行ってほしかったということです。

それから、3点目としては、高校での暖房施設の性能あるいは設備の関係もあって、11月いっぱいまで施工して、12月からは暖房を使用しますので、工事はそれまでに終えてほしかったということです。工事そのものの難しさもありますけれども、工期の設定、授業、内外教室の確保そういった点では難しかったと思っております。

【美馬委員長】

皆さん、他に質問ございましたらお願いします。

【橋委員】

この工事の場合、13者の入札参加者数があって、5者が失格となっておりますが、このような建設工事であれば、これぐらいの失格者の割合は、平均的に見てこれくらい出ているのか、それとも、この案件に関しては、皆取りに来ているといたしますか、割と失格者の割合が高いのか、また、平均の割合はどのくらいなのかを教えてくださいたいです。

【美馬委員長】

どうでしょうか。これは6月ですけれども、失格者の割合についてはいかがですか。

【入札監理課長】

失格者の割合はこのくらいですという数字までは持ち合わせてはございませんが、状況について、説明をさせていただきます。

県で最低制限価格の引き上げを行ったのが2月に起工を行った工事からということで、工事を行うと意思決定したものが2月以降のものでありますから、実際、入札公告になりますのが、2月の末頃の案件から最低制限価格の引き上げがなされておりました。今回のものが6月頃ですので、県の方では、最低制限価格の引き上げを行った際に、設定水準については、85%～90%くらい水準で設定しますということはお知らせしましたが、個別の金額がどれ程の水準かについては、一切公表してございません。その関係で、各入札参加者は、最低制限価格の水準がどのあたりか、まだ、ある程度の推計といたしますか、見極めがつかない中で入札に参加されていたのではないかと考えられます。

もう1つは、工事によってかなり違いますが、所謂、積算が難しく、複雑な積算が必要な工事と単純な積算で金額をはじき出せる工事がございますが、どちらかというと、積算が複雑なものほど、参加者間での積算の差が出る可能性が高く、その関係でも金額がばらつき易いということがございますので、そういったことを総合して、今回のような結果になっているのではないかと考えております。

【美馬委員長】

見積もりがこの時点では良く分らなかったということかもしれません。

他にいかがですか。よろしゅうございますか。

それでは、3番目の県北建設事務所の案件について説明願います。

【県北建設事務所主幹兼建築住宅部長】

(資料3により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件につきまして、何かご質問ございますか。

この案件は失格者0人という案件ですね。よろしゅうございますか。

それでは、4番目ですが、南会津建設事務所の案件でございます。それでは、ご説明願います。

【南会津建設事務所事業部長】

(資料3により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件は、低い落札率で落札されたということで、下請へのしわ寄せはないかどうかということで選ばれたものかと思えます。

これにつきまして、何かご質問ございますか。

【藤田委員】

一般的に、84～85%という落札率なのですが、県が求める品質への影響はなかったのでしょうか。ここまで低くなっても大丈夫であったということなのでしょうか。

【美馬委員長】

これは、最低制限価格がこれで良かったのかどうかという質問ですか。

【藤田委員】

落札価格が最低制限価格に近くなったとしても、採算性を考えると、本来ならば予定価格の90%くらいであると思いののですが。

【美馬委員長】

最低制限価格に抵触しなかったのかということですが、県とすれば、それで大丈夫という判断なのですか。

【南会津建設事務所事業部長】

現場の品質もしっかりとしておりますし、また、工事の過程も担当しましたが、特別問題はございませんでした。

【橘委員】

一般土木工事のこのような改築工事の場合、低入札価格になった場合には、どのような措置がとられるのでしょうか。

例えば、現場担当責任者に専任担当者1人をつけるだとか、他の工事だとあると思うのですがけれども、この道路工事の場合にはどういった対応が取られるのかということについて、質問をさせていただきたいと思えます。

【美馬委員長】

相当低い金額で落札した場合についての特別な対応はあるのかということですが、この点につきましては、いかがですか。

【南会津出納室長】

今回の案件につきましては、施工体制事前提出方式の場合は、低入札価格調査という言葉は使わずに、詳細調査基準価格というものを設けておまして、低入札価格調査と同様に、入札したときの詳細調査基準価格を下回って落札した場合は、契約保証金については、100分の10から100分の30まで引き上げます。前払い金については、請負代金の10分の4以内から10分の2以内に引き下げます。

また、対象となった工事が技術者を専任で配置することが義務付けられている工事であれば、専任の技術者を2人要するような、低入札価格調査と同じような措置をし、契約しております。

【美馬委員長】

この案件については、そのような措置がされたということはないのですね。

【南会津出納室長】

この案件は、詳細調査基準価格を下回って落札しております。

【美馬委員長】

そうでしたか。それでは、詳細調査基準価格を下回った際の措置を適用したということですか。

【南会津建設事務所事業部長】

そうなっております。

**【美馬委員長】**

詳細調査基準価格よりも低かったので、それについては特別な措置をしたということです。そして、この案件は、施工体制事前提出方式という方式で行ったものです。施工体制事前提出方式とは、事前に下請関係等を調べて、それに基づいて行うというものですので、書類等につきましてはきちんと整理されているということですが、それでも、入札価格が低かったので、適用したという案件ですね。

**【斎藤委員】**

低入札価格調査と詳細調査の2つの方式があるわけですが、その2つの線引きはどこにあるのでしょうか。

**【入札監理課課長】**

現在、総合評価方式の中で抽出して施工体制事前提出方式を試行していますが、施工体制事前提出方式として抽出されたものについての調査が低入札価格調査とは名前が異なる詳細調査という形で調査を行うこととなってございます。その施工体制事前提出方式をどのような形で選んでいるのかということにつきましては、今現在は基準を設けているわけではありませんが、下請工事が想定されるような、ある程度金額の高い工事について抽出して行っております。昨年度が60件程度抽出対象となりまして、今年度は、施工体制事前提出方式を拡大するという考え方の基に200件程度抽出したいということで、目標を定めているところでございます。

そのため、何か工事が異なるから選んだということではなく、あくまでも抽出対象となったかならなかったかということで、調査の仕方が変わったということでございます。

**【美馬委員長】**

要するに、普通の条件付一般競争入札の場合には最低制限価格があり、総合評価方式には、それと同じように価格の低い場合には低入札価格調査、そして、施工体制事前提出方式の場合には、それに近いもので詳細調査と、低価格入札に対する調査には、この2つがあるということですね。

そして、その金額をどこに設定するのかはそれぞれの案件によって異なり、今回の場合については、詳細調査の対象となったという案件でございます。

他にいかがですか。よろしゅうございますか。

それでは、5番目の案件、相双農林事務所の案件でございます。説明願います。

**【相双農林事務所農村整備部長】**

(資料3により説明)

**【美馬委員長】**

ありがとうございました。この案件についてはいかがですか。

この案件は、入札者が4者と少なかったのですが、仕事の内容からみると単純な仕事のように思うのですが、少なかった理由は分かりますか。

**【相双農林事務所農村整備部長】**

詳細な理由は分かりませんが、現場の地理・地形に詳しい、現場に近い業者さんが応募したからではないかと思えます。

**【美馬委員長】**

他にいかがですか。よろしゅうございますか。

それでは、冒頭で決定したとおり、ここから、非公開と致しますので、傍聴者及び、報道機関の方には退席をお願いします。なお、非公開部分の議事の概要につきましては、会議終了後、私の方から説明を致します。公開での審議再開は、15:30頃を予定しております。

それでは、ここで5分間休憩を取ります。再開は14:45から再開致したいと思います。

---

(休憩)

---

<以下、非公開部分については、福島県入札制度等監視委員会の会議の公開等に関する取扱い要領第2条第1項第1号に該当する発言を修正して記載>

**【美馬委員長】**



それでは、再開します。ここからは非公開の審議となります。始めに各委員のお手元に配付してある非公開資料の様式につきまして、事務局から説明をお願いします。

**【入札監理課主幹】**

(非公開資料の様式について説明)

**【美馬委員長】**

どうもありがとうございました。資料の見方について、ご説明いただきました。第1の案件で1次下請の比率が約80%未満となっていますが、これは、ほとんど丸投げに近いのですか。それぞれ違いはあるのでしょうか、およその見当等につきましては、どうでしょうか。

**【入札監理課主幹】**

金額がどのくらいで丸投げかというのなかなか見えないところだと思います。実質的に、県から、直接請け負ったところは、現場の安全管理、工程管理、それから、下請間の調整など、これらの総合的なマネジメントといったものを実施しております、そっくり全部というものが、実際的にはないと理解してございますので、この数字から先は丸投げだというのはなかなか言えないかと思っております。

**【美馬委員長】**

そうすると、マネジメントの部分と、元請が実際に仕事として行った部分がある。例えば、元請は、この屋根の部分は自分のところで行う、家具の部分については下請に頼む。そして、元請ですから、総合のマネジメントは全部担わなければいけないという時に、この案件1の場合だと、元請が業務として、どのような業務を行ったのか、マネジメントだけなのか、ある特定の業務は元請がこの分野については、自分で行ったとか、そのようなところはこの資料から分かるのでしょうか。

**【入札監理課主幹】**

その1のところには、1次下請以降の工事の内容については記載してございますが、今回提出させていただいたものでは、あくまでも下請が何をしたのかを主眼に資料を準備したものですから、今、明確にこの案件の工事は、元請がどう行いました、というところまでは、整理していない状況でございます。

**【美馬委員長】**

入札するときの資料で、例えば、その1の状況のところなのですが、外部足場については、元請はこの位の見積もりで行っている。そして、1次下請にいくらで出しているという、この差額を見れば、元請がどの程度行ったのかが見えてくるということでしょうか。

**【入札監理課主幹】**

委員長がおっしゃるとおり、例えば、外部足場というように、直接的な作業の部分がはっきりすれば、この比較は出せると思いますが、外部足場を作るということでも、どの範囲、どの時期に等の調整や、現場によりますけど、丁張りとの関係とかそういったところに掛かる経費がなかなか見えないのかなと思います。そういう部分は、どの工種にでも大なり小なりあるのではないかと考えられますので、そっくりそのまま、比較して、大小を判別するのは難しいのではないかと考えます。

**【美馬委員長】**

今回の抽出案件あるいは、元請・下請関係の適正化といったときに、1番大事なのは、下請にしわ寄せがいつてないかを見たいわけですね。そうしたときに、出された資料で、しわ寄せがいつてるかどうかということはどこを見たら分かるのか、資料は出してもらいましたが、下請にしわ寄せがいつているのかが分からなければ、意味がないという心配があるのですけれども、そのあたりについてどうでしょうか。

**【入札監理課主幹】**

基本的なところは民間同士の契約ということで、一定の作業内容を例えば、50万円では不適當だけれども、51万円であれば妥当だというような線引きはなかなか難しいのかと思います。

**【美馬委員長】**

分かりますけれども、その時に1つの手掛かりになるのは、施工体制事前提出方式の場合には、当初から、それが予定されていますよね。そうしますと、そこは最初から皆にオープンになっていますから、その部分についてはある程度適切に行われているのではないかと思います。それか

ら類推すると、どれ位のパーセンテージだったら、妥当かどうかが出てくるかという気がしますがけれども、事務局としてはどうですか。

**【入札監理課主幹】**

施工体制事前提出方式の場合には、各工種ごとに下請にどれだけで考えているかと言うことが当初から出されています。それで、元請が、札を入れたときに落札率がどれだけかということも、当然、開札した段階で分かります。

それで、施工体制事前提出方式は、落札率と各工種ごとに下請に出した場合の落札率で割り返しを行い、下請に実際に払われる金額が落札率と逆転していないかどうかというチェックが入っておりまして、逆転していると、失格になりますので、今回は案件4が施工体制事前提出方式だったわけですが、案件4はそのようなチェックを通過して、低い値ではなかったという結果の下に契約しているということでございます。

**【美馬委員長】**

わかりました。他にはどうですか。

**【菅野委員】**

その丸投げという言葉は、我々、他の業界でも普通に使う言葉、俗語としては丸投げという言葉もあると思いますが、先程、その発言の中で決して良くないという趣旨で発言されているという経緯がありますが、丸投げというものは、県としては、どのような認識をされていて、それについてどのようなチェック体制でやっているのかという基本的なところを、少し教えていただければと思います。

**【入札監理課長】**

まず、制度的な話をさせていただきますと、工事の請負をする場合にその工事の中身を全て一括で他の人にさらに下請に出すということは、民間工事の場合ですと、発注者が許可した場合にはしても構わないことになっております。しかし、公共工事におきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律において、一括下請けは発注者の許可に関係なく禁止されてございます。

次に、一括下請の定義でございますが、基本的には、元請が必ず行わなければならない業務と致しまして、先程ご説明しました、工事の全体の管理、安全の管理、あるいは、その工事の進行の管理ということがございます。その部分について、例えば現場代理人や主任技術者等を配置せずに、下請業者に任せってしまうということがあれば、それは、所謂一括下請けに相当すると考えられますし、工事の全体を全て一括下請せず、部分的な、特定の工種についてでも、全く関与せずに、下請に任せっきりにして工事をしてしまった場合には、その部分も一括下請けに該当してしまうと考えております。

そういった意味では、工事の現場に作業員を出したか出さないかではなく、工事の現場の管理を元請会社がしっかりとしていたのか、管理下にあつて工事が行われていたのかどうかという事で一括下請にあたるかあたらないかという確認をしております。どのような確認を行っているかという点、工事の現場には発注者である県から、発注した事務所の技術職員が現場の監督員という形で、常駐しているわけではありませんが、定期的に現場に出向いて、工事を請け負った会社の現場代理人と工事の進行管理の打ち合わせや進捗状況のチェック等を行っておりまして、その中で、元請会社の現場代理人や技術者がしっかりとマネジメントの役割を果たしているかをチェックできる仕組みになってございます。

**【美馬委員長】**

このように、一括下請は禁止ということです。

**【菅野委員】**

具体的にマネジメントをしていれば、工事を自分の手で行わなくても、一括下請にはならず、丸投げにはならないということですね。

**【美馬委員長】**

他にいかがですか。

**【橋委員】**

案件1の1次下請になっている②の会社と⑤の会社は、元請にもなり得る会社ですか。入札資格もあり、今回の案件の場合には、元請になり得る会社ですか。

あとは、この元請は、同じ案件で1次下請になる可能性のある会社なのか、その場合には、もしかすると、②や⑤の下請になるのか、そのあたりはどのようになっていますか。

【県北建設事務所主幹兼建築住宅部長】

くろがね小屋の工事につきましては、県の有資格者名簿に載っている業者は下請として4者ございます。

【美馬委員長】

その方が元請になれるかどうかという質問なのですが。

【橋委員】

特に、②と⑤の2件の会社が、元請になる可能性のある会社なのかと。

【県北建設事務所主幹兼建築住宅部長】

②につきましては、なり得ます。

【橋委員】

⑤の会社もなり得ますか。

【県北建設事務所主幹兼建築住宅部長】

⑤につきましても、元請になれる。名簿への登録もされています。

【橋委員】

例えば、入札参加資格制限の資料2ですが、これは平成22年の10月以降ですけれども、この入札時期の②と⑤の会社は、例えば、入札参加資格制限がかかっていた等、そのような情報は分かかりますか。

【美馬委員長】

要するに、入札の時点で元請の資格があれば、元請に入ってもいいのに、その時に、入札の条件に、②と⑤の企業は該当していなかったのですかという質問です。分かりますか。

【入札監理課課長】

この時期に指名停止になったかどうかということであれば、なつてはおりませんでした。

【美馬委員長】

ということは、入札条件に合致しているということですね。

【入札監理課課長】

ただし、くろがね小屋につきましては、入札の参加条件に、格付要件がA・Bと隣接三管内ということですので、これらの条件が合致していれば、この会社は、この入札に参加することも可能だったと考えられます。

【美馬委員長】

要するに、この案件番号1の入札の条件には合致していたということのようです。

【橋委員】

もしそうであれば、ある程度低く入札して落札してしまった場合にも、利益配分等で、1次下請ぐらいの間までだったら、極端に指値というような話は出てこないのかと思います。

【美馬委員長】

要するに、下請いじめをしてないということを言いたいわけですか。

【橋委員】

業者の中であまりたたきあいになっていないのが、この案件で分かるのかと思いました。

【美馬委員長】

たたきあいになっているかどうかということは、例えば、入札の企業数というものが、そのような面では効いてくるということですか。

【橋委員】

私が思ったのは、この案件は、元請・下請の関係が非常に上手くいっている案件だと思いました。その先の1次下請に対しても落札率が98%でかなり高いということで、ある程度、元請と下請で話し合いができる環境といますか。

これは、下請の利益を守るためにも、県の担当者と業者側で、どういった経緯で98%の落札率にできたのかということ、是非参考にしていける案件だと思いました。

また、これほど高い落札率で落札できて、一方で、4者のうち2者は失格なのですが、そこで、入札価格に開きがあるということで、なぜこのような現象が起きるのか。

**【美馬委員長】**

これについては、先程言いましたように、運び上げる、そこに差が出てくるのではないかとということです。山の上にあるから、その差がこのような形に出てきたのではないかとということが先程の回答でした。

そして、結果論としては、低いところは低すぎて失格となり、高いところは反対に高すぎて失格になる。残ったものが、この 98.7 %でたまたま入ったということで、運が良かったと言いますか、情報としては、そのようなところが読み取れるかと思えます。

**【斉藤委員】**

今のことに関連しているかもしれないのですが、案件 1 ですけれども、例えば、この金額が妥当な金額なのか、あるいは指値なのかというところは、これを見ただけで分かるのでしょうか。いろいろな積算をして、様々な条件で、そのチェックをするときに、その金額が妥当で、下請いじめをしていない金額なのかどうかということが判断できるのでしょうか。

**【美馬委員長】**

私が、先ほど言ったのが、入札するときの見積りの中でどれぐらいの金額を見積もって入札金額を決めたのか。その差額とこの下請に出している金額との間にとっても大きな開きがあれば、これは、指値に近くて、要するに下請いじめになるのではないかと、この差額がずっと近ければ、下請いじめにはなっていない、応札時に考えた金額と下請に出した金額がだいたい似通っていれば、下請いじめにはなっていないのではないかとということが分かると思えます。

ただし、この資料を見ただけでは分からないということです。だから、そのような意味では、この資料からだけでは、どこまで指値に近い、下請いじめの要素が入っているかどうかは、私たちには分からない。

**【芳賀委員】**

この案件は、私が選んだものですが、落札率は問題ではないと思っております。98 %であっても 85 %であっても、それは問題ないと思えます。

ただ私が気になった所は、その下請に降ろしている金額との差を、元請が取っており、元請は、マネジメントだけの企業であろうということです。そして、考えたときにその差というものが妥当なのかどうかということですが、全体的にはマネジメント料を取りすぎじゃないのかなと、私はそのように、全体からみて思いました。

**【美馬委員長】**

そこのあたりは分かりませんね。要するに、どの程度のものがマネジメント料として適正な価格なのかは、私たちには分かりませんね。

**【芳賀委員】**

俗に一般管理費率というものを企業で考えられたら良いのではないかと思います。妥当かどうかは判断ができませんが、そのようなものを考えてみた場合には、パーセンテージが多すぎるのではないかと、今、一般管理費を削った低入札がありますよね。そういった中で、いかがなものなのかと。

ちなみに、国土交通省で言われている数字などを見ますと、15 %絡まりが最大ということをとらえますと、もしかすると、下請いじめになっていたのではないかと想像致します。

**【美馬委員長】**

案件 1 の例は、私たちも、これは丸投げに近い、要するにマネジメント料だけの案件かなという印象を持つので、マネジメント料が適切な金額なのかと、資料からでしか分かりませんけれども、そのようなイメージを持ちます。他の案件は、おそらく、自分のところで行っている部分も相当程度あって、だから、1 次下請の比率もそれほど高くなく、この案件だけは結構高いので、マネジメント料だけ取って、実際の業務は下請にまわしているのかというイメージをもってしまいます。

しかし、イメージだけで話をしても仕方がないですが、資料として、そこを裏付けるためには、入札するときの見積りと、この資料を対比することができれば、だいたい分かるような気はします。この会社が、入札する時の応札価格の見積りが一方で出されて、そして、もう一方でこの下請に出した金額が出されて、そしてそれを対比できるようになれば、どれ程の金額なのかということがある程度は分かるのではないのでしょうか。

**【芳賀委員】**

ちなみに、この工事の諸経費率は、おおよそどの程度だということをお分かりになればお教えいただきたい。

**【美馬委員長】**

どうでしょうか。

**【入札監理課課長】**

発注機関では、この場に設計書を持ってきていないようです。

**【美馬委員長】**

それでは、今の段階では分からないということですか。

他にどうですか。

**【菅野委員】**

今回は1次下請のことで、1次下請の2次下請に対する圧迫等は、特に問題はないのでしょうか。

**【美馬委員長】**

いえ、十分にありえます。

**【菅野委員】**

今の状況表の⑤の外壁工事では、1次下請の価格と、2次下請の⑤の1、2、3の合計を比べると、かなり差があります。

**【美馬委員長】**

ただ、先程も言いましたが、この部分については、1次下請が大部分仕事をしている。

**【菅野委員】**

それで見て、このこちらの体系図を見ますと、一応、この外壁工事、屋根工事、塗装工事というように、この言葉どおりに2次下請が分かれて、それを担当しているように見えるものですから、すると、この1次下請の会社もマネジメント的になってしまうのかが気になりました。もし、そうなのだとしたら、かなり、低い金額で下請に出したのではないかということになると思います。

**【美馬委員長】**

ここは、工事の担当のところに、聞いてみたいのですが、この2次下請とその1次下請との関係で、1次下請が仕事を行っているのかどうか。それとも、仕事は、全て2次下請が行っているのか、そのあたりについては、把握していますか。

もし、仕事全部を2次下請が行っているのであれば、それこそ、ピンハネに近いといえますか、その部分の差額を取ってあるということでしょうか。

**【県北建設事務所主幹兼建築住宅部長】**

1次下請の方で、資材を買っているか、工事そのものに作業員として出しているかどうかというところになるかと思われませんが、1次下請の作業員が、例えば、他の現場と重なっていて配置できないということであれば、当然、2次下請に出すということで対応していると思われしますので、そういう意味では、作業を行っていない部分はあると思います。また、1次下請で、資材の手配等も含めて作業を行っているところもあると思います。

**【安齋委員】**

抽象論ではなくて、具体的に聞いているのですが、どうなのでしょう。

**【美馬委員長】**

例えば、資材については、全て1次下請が責任を持って管理している等の回答が欲しいのですが。

**【県北建設事務所主幹兼建築住宅部長】**

作業については、2次下請に出しております。

**【美馬委員長】**

資材は、どうですか。

**【県北建設事務所主幹兼建築住宅部長】**

資材については、1次下請でも購入しております。

**【美馬委員長】**

資材のことが入ってくると、どれくらいの比率かが見えづらいですね。

今の話では、業務は、2次下請が行っているのではないかということですが、そこも正確ではないのですけれども、大体そのようになっているのでしょうか。

【菅野委員】

そのあたりについては、わからないのですよね。この資料では、我々は分かりません。

ただ、県のレベルでも分からないのかということになれば、実態がつかみづらく、どの程度、下請いじめが起きているのかや、苦しい状況なのかをはっきりと分からないと思います。

【美馬委員長】

その通りですね。

【安齋委員】

例えば、持ち帰って調べたり等はできるのですか。具体的な回答はないのですか。

【県北建設事務所主幹兼建築住宅部長】

こちらにある資料では確認できません。直接相手方に確認するようになります。

【入札監理課長】

今、発注者側で持っている資料の中で、そこまで確認できる資料は持ち合わせていませんので、仮にそこを確認したいのであれば、その2次・3次の下請に直接、どのような状況だったのかを聞くしかないということです。

【安齋委員】

聞けるのであれば、聞いた方がよろしいのではないですか。表面上は、丸投げかどうかは分からないのでしょうか。

【入札監理課長】

そのようなこともあるので、実地調査を行いたいと思っております。

【美馬委員長】

今回の抽出案件で、どのようなところが見えてくるのかということが1つ、もう1つは、抽出案件でしっかりと調べますということのアナウンス効果は非常に大きいのではないかと思います。これからは、1次下請、元請に問題が出れば、しっかりと説明責任を果たすことが求められるということを是非自覚してほしいということです。

そのため、この委員会でそのようなことについて、しっかりと議論をすることは、非常に意味があることだと思います。

【安齋委員】

山頂に持ち上げるようですが、ヘリコプターなどは使われなかったのですか。

【県北建設事務所主幹兼建築住宅部長】

ヘリコプターは使われておりません。

【安齋委員】

使われていないのですか。それでしたら、どうしてここまで差が出てしまうのでしょうか。大きく2つのグループに分かれています、1800万円前後と2200万円の2つですが。

【美馬委員長】

その説明は、持っていく際の経費だと。

【安齋委員】

ヘリコプターか何かを使用したと最初は思ったのですが、そうでもないのですね。

【入札監理課長】

1番低かったのが、二本松市市内の会社でした。そして、他の遠い地域の方が高くなってしまった。

【安齋委員】

結果的には、現場に近い会社の方が状況分かっているので、安くできるということですね。

最低制限価格の価格設定が間違っていたということは。

【入札監理課長】

そのようなわけではないのですが。

【美馬委員長】

他にいかがですか。第1案件以外にも、何かありますか。

**【橘委員】**

業者側が積算をするときに、入札の前に県から業者に示してる人工数を入れてる資料というものはありますか。積算をするための、例えば、舗装工事の〇〇工程は人工何人という、そういったものは、出していただくのは、可能ですか。

**【美馬委員長】**

スペックと言われている、こちらから要求する品質基準とか、そういうものについては、情報を入手できますか、ということですが、どうでしょうか。

**【入札監理課長】**

入札の前段階では、県が作った設計書のうちの金額の欄を抜いて、数量は全て入った状態で閲覧をしていただきます。契約が終わった後であれば、所謂、情報開示という形で、設計書を金額が入ったものを求めに応じて開示することも可能です。

**【橘委員】**

もし、それをいただくことができれば、他の所は金額が大きいのでわかりにくいですが、案件3の体系図をみると、2次下請が請け負っている内容について、この人工数と、県の積算基準の単価表から逆算することで、この金額では全く折り合わないのではないかとということが実地調査の前にある程度見ることができるのではないのでしょうか。

**【美馬委員長】**

このように個別のものを見れば、大体の、他のものも含めての類推ができるのではないかと思います。だから、この3番について1つずつ見てみると、このような形になっているのかということから、他のものに関しても類推できるのではないかと思います。そのため、これは2次下請ですが、それにどれだけのしわ寄せがいつているのか。そして、元請がどれだけの金額で行い、2次下請にいくとこのようなことになっているということも分かるのではないかと思います。そのあたりについてどのように思いますか。

**【入札監理課長】**

以前、下請の勉強会等を開かせていただいた際にもお話いただきましたが、県の設計書と下請に出された部分の工事量が、ちょうど1対1の関係になるのであれば、それを比較して、高い・低いという話ができますが、県の設計書のどこからどこまでと判然としない部分が下請に出されている場合は、それに相当する県の設計書のコストというものはじき出すことがなかなか難しいので、県の設計で10なのに、下請には8や6で出ているというような比較は難しい場合の方が多いと思われます。ただ、先程のようにマネジメントだけを行い、資材や労務から全て下請に出ているというような場合には、比較は可能かと考えております。

**【美馬委員長】**

7-2等のように、パーツの部分ですので、県の積算が分かれば、それ程の差はないのではないかと思います。

**【県北建設事務所主幹兼建築住宅部長】**

先程ありました、金額ですが、これは、3者とも同じというようになっているのですが、具体的にはシーリング工事の部分でございます。これは1者でできるものを3者に分けて発注した。つまり、1者に任せても良いのだけれども、それを3者に分けて工事を行ったと確認しております。

**【美馬委員長】**

1者でできる場所を付き合いがあるから、3者に分割してやりましたということです。

**【藤田委員】**

案件4ですけれども、当初契約額と、最終契約額に差がありますが、差額が生じた原因についてお伺いします。

**【南会津建設事務所事業部長】**

どのような原因で変更になったのかというご質問ですけれども、当工事は、土を切土しまして、それを運搬する工事、これがメインの内容となっております。当初、町道を通して土砂を運搬するかと考えておりましたが、地元の住民の方などから危険なので、別なルート、もっと大きな道路を使って運搬してほしいという事、また、石・岩石等が出て、それらを壊すことが必要になりました。それらのことから、増額になったということです。

**【藤田委員】**

現場状況により、工事内容に大きな変更があったということですね。

**【美馬委員長】**

他にいかがですか。

結論と致しましては、この資料だけを見て、下請いじめになっているのかどうかということは、なかなか分からず、その意味では、1 つは、やはり、実地調査を行ってみたいと細かい内容までは把握できないということかもしれません。ただ、この委員会で、しっかりと抽出案件として議論するという事は大事ですし、そのような問題が出たということがマスコミ等に伝われば、それなりに、業者は自粛をするといえますか、説明責任が果たせるような行動をとってくれるのではないかと期待はあります。

本委員会としては、元請・下請関係の適正化ということが非常に重要な課題だと考えておりますので、今後もこの問題については、検討を重ねていきたいと思っております。

本日はこのあたりでよろしゅうございますか。

<以上で、非公開部分について終了>

**【美馬委員長】**

抽出案件は、おわりまして、ここからは公開と致します。

それでは、「各委員の意見交換」に移りたいと思っております。どなたか、意見交換したい議案はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、「その他」へ移ります。その他の案件で何かございますか。事務局、何か他の案件がありましたら、お願いします。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

次回の抽出案件のテーマおよび審議対象期間の決定、並びに抽出チームの指名をお願い致します。

**【美馬委員長】**

次回の抽出案件ですが、何か抽出したい事項がありますか。無いようでしたら、事務局からご提案頂きたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

それでは、事務局の方からご提案させていただきます。

まず、抽出テーマにつきましては、施工体制事前提出方式の案件についてでございます。施工体制事前提出方式につきましては、昨年度 60 件程度の実績がございますが、これまで、当委員会で取り上げたことはございませんし、今年度、案件の拡大を予定しているところでもありますので、委員会で検証をお願いできればと考えております。

審議対象期間につきましては、平成 22 年度ということをお願いできればと思っております。抽出委員につきましては、名簿の 50 音順に従いますと、藤田委員、さらに、美馬委員長の順番にまいりますので、そちらでお願いできればと考えておりますので、事務局の方からご提案させていただきます。

**【美馬委員長】**

ありがとうございました。事務局の方から、施工体制事前提出方式の案件について、これは、勉強会的な意味もありまして、施工体制事前提出方式といわれているものが今後増えてくると思うのですが、実態の内容がどのようなものなのかを勉強することが1 つです。

そして、もう1 つは、やはり、元請・下請の関係がここからどのような形で浮かび上がってくるのか、これについて、施工体制事前提出方式を1 つの課題として話し合ってみたいと考えております。

また、対象期間については、22 年度を対象とし、抽出委員につきましては、藤田委員と私が抽出をするということにしたいと思っておりますが、それでよろしゅうございますか。

それでは、そのような形で、次回の抽出案件を決めさせていただきます。

それでは、本日の予定しておりました議題は、終了致しました。皆さん、御協力どうもありがとうございました。



**【入札監理課主幹兼副課長】**

事務局の方から、1点事務連絡を申し上げます。

次回委員会の日程調整のため、皆様のお手元に、日程確認表を配付させていただいております。御手数おかけ致しますが、8月1日（月）頃までに事務局の方に御提出いただきますようよろしくお願い致します

**【閉会】**

以上をもちまして、「第33回福島県入札制度等監視委員会」を閉会とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。